平成２５年（フ）第２１６３号
神奈川県海老名市大谷北３丁目19番48号
債務者　近藤　宏明
1　決定年月日時　平成25年12月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　滝島　広子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月６日午前10時40分
5　免責意見申述期間　平成26年２月５日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１５３号
三重県四日市市東坂部町1794番地　バフェットⅤ
債務者　大和田　薫
1　決定年月日時　平成25年12月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　加藤　拓也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月20日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成26年２月６日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２５年（フ）第１７６３号
福岡市東区香椎駅東４丁目57番23号
債務者　中野　英雄
1　決定年月日時　平成25年12月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　奥田　貫介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年３月７日午前10時10分
5　免責意見申述期間　平成26年２月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１４３２号
さいたま市緑区道祖土１―19―18　サイドガーデン中央館201、住民票上の住所埼玉県越谷市大字恩間613番地１
債務者　刀川　直美（旧姓錦織）
1　決定年月日時　平成25年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　野田　泰彦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月24日午後２時45分
5　免責意見申述期間　平成26年２月10日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１０５９号
広島市南区向洋新町２丁目４番20号
債務者　菅　　康惠
1　決定年月日時　平成25年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　熊野　量規
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年３月10日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成26年２月10日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１０８８号
広島市西区福島町２丁目８番２―205号
債務者　廣田　芳子
1　決定年月日時　平成25年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松下　博紀
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月28日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成26年２月10日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第５３４号
福岡市西区愛宕２丁目12番10号
債務者　長谷川真也
1　決定年月日時　平成25年12月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　永野　賢二
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年３月17日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成26年２月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１５８９号
福岡県糟屋郡須恵町大字新原369番地２
債務者　木下　和子
1　決定年月日時　平成25年12月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　関口　信也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年３月17日午後１時15分
5　免責意見申述期間　平成26年２月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１６４４号
福岡市中央区平尾２丁目８番33―701号
債務者　佐々木　孝
1　決定年月日時　平成25年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　木薮　智幸
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年３月14日午後１時40分
5　免責意見申述期間　平成26年２月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第６７９号
北九州市八幡西区町上津役東２丁目18番29号
債務者　牟田口五月
1　決定年月日時　平成25年12月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　金　　敏寛
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年３月18日午前10時10分
5　免責意見申述期間　平成26年２月10日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２５年（フ）第３２９号
埼玉県児玉郡上里町大字金久保100番地２
債務者　大塲　ミヨ
1　決定年月日時　平成25年12月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月31日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２５年（フ）第８３号
山形県長井市ままの上７―35、住民票上の住所山形県米沢市東大通３丁目３番40号
債務者　眞木　淑江（旧姓伊澤）
1　決定年月日時　平成25年12月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月３日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２５年（フ）第１０２号
山形県米沢市塩井町塩野3140番地の２
債務者　大渕　和幸
1　決定年月日時　平成25年12月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月３日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２５年（フ）第１３５９号
さいたま市大宮区大成町１丁目39番地　小田垣荘102
債務者　佐藤　千絵
1　決定年月日時　平成25年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月３日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１３８０号
埼玉県志木市中宗岡２丁目１番38―101号
債務者　小宮　久男
1　決定年月日時　平成25年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月３日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１４０２号
埼玉県新座市片山３丁目５番15号　アーバンハイツ102号室
債務者　木村　夏海
1　決定年月日時　平成25年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月３日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１４０３号
さいたま市北区吉野町１丁目４番地11　グリーンハイム馬場103号室
債務者　竹原　司郎
1　決定年月日時　平成25年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月３日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係